

(別紙2)

## 食品衛生法第11条第3項に定める対象外物質について

- 1 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」（以下「対象外物質」という。）について、別表のとおり65物質を指定した。
- 2 対象外物質の選定は、農畜水産物の生産時に農薬、動物用医薬品又は飼料添加物（以下「農薬等」という。）として使用された結果、食品に当該農薬等及びこれらが化学的に変化して生成したものが残留した場合について基本的に以下の考え方に基づき判断したものである。
  - ① 農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物質
  - ② 我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのない物質
  - ③ 海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていない物質

なお、別表の指定根拠の欄には、それぞれ該当する根拠として上記①～③の番号を記載している。
- 3 今後、これらすべての物質を対象として、国際機関や国内外の政府のリスク評価結果及びその他の安全性に関する資料を収集することとしている。

(別表)

## 食品衛生法第11条第3項に定める対象外物質一覧

| 番号 | 物質名                  | 用途           | 選定根拠   | 備考  |
|----|----------------------|--------------|--------|---|
| 1  | 亜鉛                   | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                  |
| 2  | アザジラクテン              | 農薬           | ①      | 米国環境保護庁の評価で毒性は極めて低いとされている。  |
| 3  | アスコルビン酸              | 飼料添加物        | ①      | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。   |
| 4  | アスタキサンチン             | 飼料添加物        | ①      | 食品安全基本法第11条に基づく食品健康影響評価でADIの設定が不要とされた。  |
| 5  | アスパラギン               | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | アミノ酸である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                    |
| 6  | β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル | 飼料添加物        | ①      | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用が認められている。   |
| 7  | アラニン                 | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | アミノ酸である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。食品衛生法において食品添加物として指定されている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。           |
| 8  | アリシン                 | 飼料添加物        | ①      | ネギ、ニラ等食用とされる植物の天然成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。   |
| 9  | アルギニン                | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | アミノ酸である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                    |
| 10 | アンモニウム               | 動物用医薬品       | ③      | EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。  |
| 11 | 硫黄                   | 農薬           | ①      | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。  |
| 12 | イノシトール               | 動物用医薬品       | ①<br>③ | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                     |
| 13 | 塩素                   | 農薬           | ①      | 水道水の殺菌等に使用されている。  |
| 14 | オレイン酸                | 農薬           | ①      | JECFAにおいて、ADIは特定しないとされている(1988、1998)。   |
| 15 | カリウム                 | 農薬<br>飼料添加物  | ①      | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。  |
| 16 | カルシウム                | 飼料添加物        | ①      | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。  |
| 17 | カルシフェロール             | 飼料添加物        | ①      | ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。  |
| 18 | β-カロテン               | 飼料添加物        | ①      | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物に指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。   |
| 19 | クエン酸                 | 飼料添加物        | ①      | 食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。   |
| 20 | グリシン                 | 動物用医薬品       | ①<br>③ | アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物に指定されている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。   |
| 21 | グルタミン                | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。 |
| 22 | クロレラ抽出物              | 農薬           | ①      | クロレラ抽出物は食品として流通している。  |
| 23 | ケイ素                  | 農薬           | ①      | 不溶性の鉱物性物質であり、一般的にヒトの体内で吸収されない。  |
| 24 | ケイソウ土                | 農薬           | ①      | 不溶性の鉱物性物質であり、一般的にヒトの体内で吸収されない。  |
| 25 | ケイ皮アルデヒド             | 農薬           | ①      | 食用とされる植物に存在する。  |
| 26 | コバラミン                | 飼料添加物        | ①      | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている(シアノコバラミン)。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。   |
| 27 | コリン                  | 農薬<br>飼料添加物  | ①      | ビタミン成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。  |
| 28 | シイタケ菌糸体抽出物           | 農薬           | ①      | 食用の植物由来の成分である。  |

|    |               |                    |        |   |
|----|---------------|--------------------|--------|---|
| 29 | 重曹            | 特定農薬               | ②      | 農薬取締法において特定農薬として指定されている。  |
| 30 | 酒石酸           | 飼料添加物              | ①      | 食品衛生法において食品添加物として指定されている。   |
| 31 | セリン           | 動物用医薬品             | ①<br>③ | アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                     |
| 32 | セレン           | 動物用医薬品             | ①      | ミネラル成分である。  |
| 33 | ソルビン酸         | 農薬                 | ①      | 食品衛生法において食品添加物として指定されている。   |
| 34 | チアミン          | 飼料添加物              | ①      | ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。食品衛生法において食品添加物として指定されている(チアミン塩)。  |
| 35 | テロシン          | 動物用医薬品・飼料添加物       | ①<br>③ | アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。 |
| 36 | 鉄             | 農薬<br>動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                  |
| 37 | 銅             | 農薬<br>動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                  |
| 38 | トウガラシ色素       | 飼料添加物              | ①      | 食用の植物由来の成分である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。   |
| 39 | トコフェロール       | 動物用医薬品・飼料添加物       | ①<br>③ | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。 |
| 40 | ナイアシン         | 動物用医薬品・飼料添加物       | ①      | ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                    |
| 41 | ニームオイル        | 農薬                 | ①      | 米国環境保護庁の評価で、毒性は極めて低いとされている。   |
| 42 | 乳酸            | 農薬<br>動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | 食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                   |
| 43 | 尿素            | 農薬                 | ①      | 生体内成分である。   |
| 44 | パラフィン         | 農薬                 | ①      | 食品衛生法においてパラフィンワックス等が食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。  |
| 45 | バリウム          | 動物用医薬品             | ①      | ミネラル成分である。  |
| 46 | バリン           | 動物用医薬品・飼料添加物       | ①<br>③ | アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。           |
| 47 | パントテン酸        | 動物用医薬品・飼料添加物       | ①<br>③ | ビタミンである。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                    |
| 48 | ビオチン          | 飼料添加物              | ①      | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。   |
| 49 | ヒスチジン         | 動物用医薬品             | ①<br>③ | アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                     |
| 50 | ヒドロキシプロピルデンプン | 農薬                 | ①      | JECFAにおいてADIの設定は特定しないと評価されている(1982年)。   |
| 51 | ピリドキシン        | 動物用医薬品・飼料添加物       | ①<br>③ | ピリドキ酸塩が食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。            |
| 52 | プロピレングリコール    | 農薬                 | ①      | 食品衛生法において食品添加物として指定されている。   |
| 53 | マグネシウム        | 動物用医薬品・飼料添加物       | ①<br>③ | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。                                  |
| 54 | マシ油           | 農薬                 | ②      | 天然に存在する石油を原料に高度に精製されたものであり、農薬取締法に基づき登録されているが、登録保留基準が設定されていない。   |
| 55 | マリーゴールド色素     | 飼料添加物              | ①      | 食品衛生法において食品添加物(既存添加物)として使用が認められている。   |
| 56 | ミネラルオイル       | 農薬                 | ①      | 我が国では農薬としての登録はないが、マシ油の類似物質として指定。  |

|    |        |              |        |   |
|----|--------|--------------|--------|---|
| 57 | メチオニン  | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | アミノ酸である。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいても残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。      |
| 58 | メナジオン  | 飼料添加物        | ①      | ビタミンである。  |
| 59 | 葉酸     | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。       |
| 60 | ヨウ素    | 飼料添加物        | ①      | ミネラル成分である。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。  |
| 61 | リボフラビン | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | ビタミンである。食品衛生法において食品添加物として指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。       |
| 62 | レシチン   | 農薬           | ①      | 食品衛生法において食品添加物として指定されている。   |
| 63 | レチノール  | 動物用医薬品・飼料添加物 | ①<br>③ | ビタミンである。食品衛生法において「ビタミンA」で食品添加物に指定されている。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において使用量の規制がない。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。 |
| 64 | ロイシン   | 動物用医薬品       | ①      | アミノ酸である。EUにおいて残留基準を設定する必要がないと規定されており、かつ、使用方法等に特に制限を設けていない。  |
| 65 | ワックス   | 農薬           | ①      | 食品衛生法においてパラフィンワックス等が食品添加物（既存添加物）として使用が認められている。  |

平成17年11月29日  
厚生労働省医薬食品局食品安全部  
伏見 基準審査課長  
担当：河 村（内線2486）  
近 藤（内線2488）  
長谷部（内線4281）

### 食品中に残留する農薬等の基準に係るポジティブリスト制度について

厚生労働省では、平成15年5月に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）によって改正された食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関し、いわゆるポジティブリスト制度（農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）を平成18年5月末までに導入することとし、関係法令等の整備を行ってきたところですが、本日、本制度に係る関係法令が公布されましたので、お知らせします。

なお、本制度は食品衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成17年政令第345号）により、平成18年5月29日から施行することとしています。

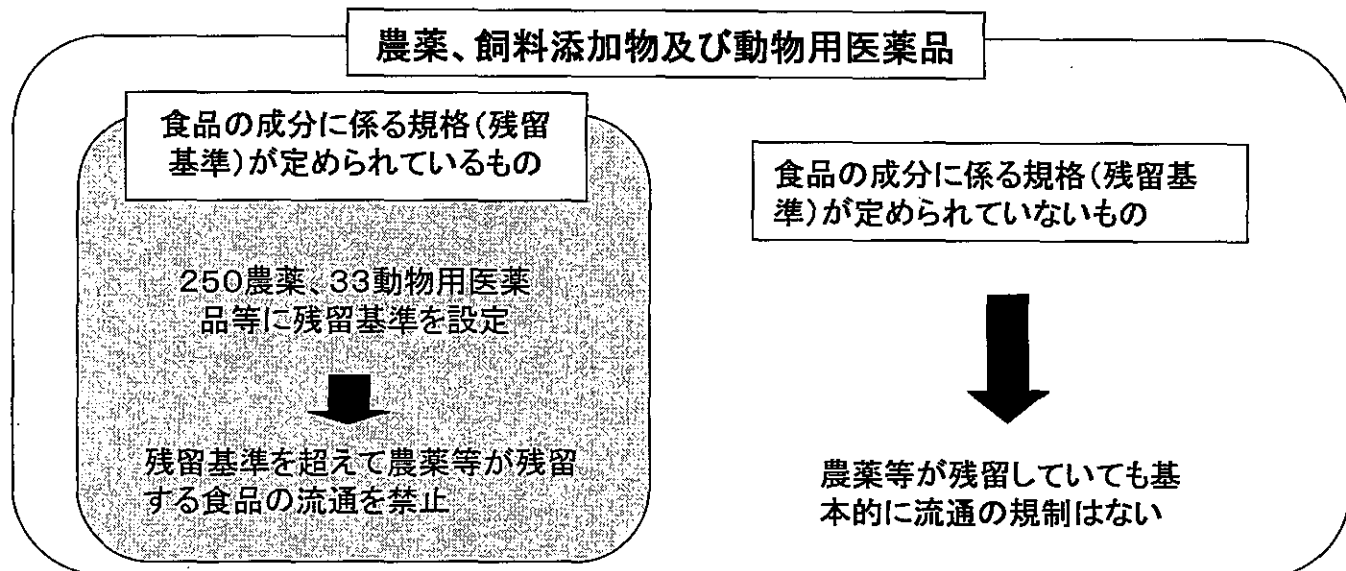
（参考） 本日公布された主な関係法令

- 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件  
（平成17年厚生労働省告示第497号）
- 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を定める件  
（平成17年厚生労働省告示第498号）
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件  
（平成17年厚生労働省告示第499号）

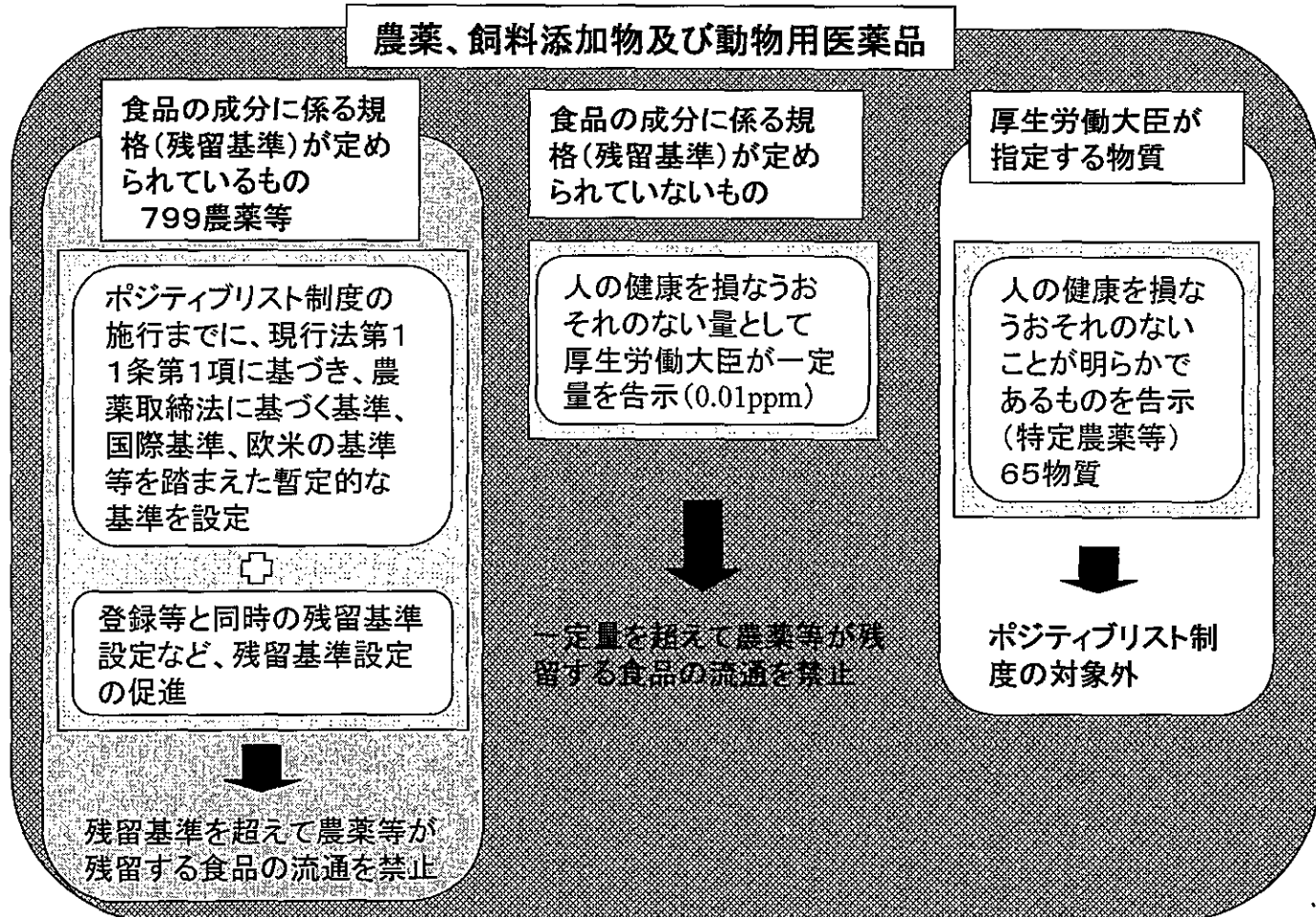
# 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入

(改正食品衛生法第11条関係)

## 【現行の規制】



## 【ポジティブリスト制度への移行後】……平成18年5月29日施行



※平成17年11月29日付けで関係告示を公布